

1 所管課(可茂衛生施設利用組合総務課)一次評価根拠資料

評価項目及び評価のポイント	所見	得点
1 住民の平等利用及びサービスの向上		
<p>① 施設の設置目的及び組合が示した基本方針の理解</p> <p>(1) 公の施設としての設置目的を理解した管理運営がされているか。</p> <p>(2) 事業者が提案した運営方針に沿った管理運営がされているか。</p> <p>(3) 団体の経営モラルは適切に維持されているか。</p>	<p>指定管理者の設置目的は、「市民サービスの向上及び市民の福祉増進に寄与すること」であり、施設の設置目的に合致している。また、各種講座についても、幅広い住民を対象に、環境に対する意識啓発や地域のイメージアップなどの組合理念に基づいた企画、運営がされている。</p>	10
<p>② 平等な利用が図られる具体的な手法及び効果</p> <p>(1) 利用者の公平かつ公正な利用が確保されているか。</p> <p>(2) 生活弱者等への配慮がされているか。</p> <p>(3) 個人情報保護及び情報公開に関して、適切な体制がとられているか。</p>	<p>施設の設置・管理に関する条例に基づき、適正な施設使用申請・許可手続きがされており、公平かつ公正な利用が確保されている。個人情報及び情報公開についても、出資者である可児市や組合に準じた仕組みが整えられており、適切な運用がされている。</p>	10
2 施設の効用の最大限発揮と管理経費縮減の両立		
<p>① 利用者増加を図るための具体的手法と効果</p> <p>(1) 利用者ニーズの把握及びその後の運営への反映がされているか。</p> <p>(2) 提案に沿った施設の専門性が発揮されているか。</p> <p>(3) 地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか。</p>	<p>施設の使用日誌により、きめ細やかな利用者ニーズが把握されており、その都度対応、または検討がされている。組合予算の都合による未対応の事項についても利用者に対して適切な説明がされているため、組合へは苦情も一切入っていない。また、吹きガラスなど、他の施設では体験できない講座についても、初級者から上級者までのニーズに応えた講座が展開され、高い専門性が発揮されている。</p>	8
<p>② サービス向上を図るための具体的手法と効果</p> <p>(1) 提案された事業計画が適切に実施されているか。</p> <p>(2) 全体的に施設の整備、機能を活用しているか。</p> <p>(3) 以前からのサービス水準を確保し、さらに向上が図られているか。</p>	<p>管内全域を対象とした広報活動、出前講座の開催、講座参加者の作品展示会など、事業計画に基づき積極的な事業実施がされている。特に、ガラス工芸に関する技術指導者が常駐する体制を整えており、安全な環境のもと、貴重な体験ができる機会を安定的に提供している。</p>	10
<p>③ 施設の維持管理の内容、適格性及び実施状況</p> <p>(1) 提案された事業計画が適切に実施されているか。</p> <p>(2) 施設管理・安全管理は適切に実施されているか。</p> <p>(3) 現在の維持管理の水準が確保されているか。</p>	<p>事業計画に沿った施設の維持管理が適切に実施されている。特に、緊急修繕については利用者目線に立った迅速な対応が取られており、開館から20年近く経過して老朽化が目立つ設備についても、組合と協力しながら適宜更新されている。防犯や不正使用に対応するための機器更新など、主体的な維持管理に努められている。</p>	8
<p>④ 施設の管理運営に係る経費及び収支計画の適格性と実施状況</p> <p>(1) 以前からの水準と比較して適正な価格で管理運営されているか。</p> <p>(2) 収支計画は適正なものか。</p> <p>(3) 収支計画に沿った管理運営がされているか。</p>	<p>前期の指定管理期間の平均額(47,063千円)に比較すると、4.5%ほど指定管理料が上昇しているが、これは指定管理料の返還を求めることに対する疑義が残るため、組合の指示によるものである。燃料費や光熱水費上昇の影響を抑制するため、自主財源確保を含めた努力がされている。</p>	8

1 所管課(可茂衛生施設利用組合総務課)一次評価根拠資料

評価項目及び評価のポイント	所見	得点
3 管理を安定して行う物的能力と人的能力		
① 安定的な運営に必要な人的能力 (1)適切な人的配置及び勤務体制がとられているか。 (2)職員の採用、資質向上及び職員研修は適切に実施されているか。	6人体制が5人体制に移行しているが業務は適正に実施されており、中途退職にも後任者の採用や業務に支障が出ないための職員教育が適切な時期、内容で実施されている。組合に対して、職員の対応に関する苦情は全く寄せられておらず、利用者との間で自然なコミュニケーションが図られている。	8
② 安定的な運営に必要な経理的基盤 (1)団体の財務状況は健全か。 (2)金融機関または出資者等の十分な支援体制はとられているか。	指定管理者は、全額可児市が出資して設立された一般財団法人であり、法人そのものの運営に関しては、理事会及び評議員会における決議に基づいているため、経理的基盤については全く問題ない。	10

2 総合評価

(所見)※管理運営に対する指摘事項等を記入する。

指定管理者は、可児市が全額出資した一般財団法人であり、組織内の事務手順などは概ね共通しているため、指摘事項等は特にありません。
 反面、民間営利企業のような経営努力に関する創意工夫や蓄積されたノウハウを求めることは難しい側面があります。利用者数の増加や利用料金収入の増額に関しては、老朽化した施設の改修工事など、組合側の工事施工体制が影響を及ぼすこともありますので、一方的に指定管理者に責任を押しつけることなく、定期的な会議を通して双方で協議したうえで、住民サービスの向上と経費の削減の両立に努めたいと考えています。

指定期間が満了する最終年度の評価以外の場合

(今後の対応)※今後の管理運営に向けての意見等を記入する。

開館から20年近くが経過し、大規模改修の検討が必要な時期を迎えています。隣接するささゆりクリーンパークの稼働期間に合わせた施設管理を行うのか、設置目的の重心を移してさらに長期間の施設利用を目指すのか、改めて10市町村で検討のうえ、方向を定める必要があると考えています。
 また、地震やゲリラ豪雨、大型台風など、自然災害発生の危険性が高まっていますが、本施設は宿泊を伴う施設であるため、災害や警報発生時の閉館判断などについて、他の公共施設と比較すると特殊性を有しています。可児市の3次避難所にも指定されており、施設が建設された経緯をふまえると、有事の際には急きょ対応が求められることも想定されます。
 今後は、可児市の地域防災計画をふまえた対応を検討する必要があると考えています。